



# 4月分以降の協会けんぽの健康保険料率が発表されました



全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率および介護保険料率は、毎年3月分（4月納付分）より変更となりますが、今年は例年より1ヶ月遅れ、4月分（5月納付分）からの変更となります。徴収のタイミング間違いや料率の変更漏れがないように注意し、従業員に早めに告知を行っておきたいものです。以下では、4月以降の保険料率の変更などについてお伝えします。

## 1.平成27年4月分からの協会けんぽの健康保険料率

協会けんぽの保険料率は平成21年9月より、全国一律の保険料率から、各都道府県支部別の保険料率に変更となりました。平成27年4月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなっています。

全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.21%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.86%となっており、佐賀県と新潟県の保険料率は0.35%の開きがあります。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように、緩和措置が行われた結果の保険料率であり、この措置が終了すると、格差は更に広がる可能性があります。なお、この保険料は事業所と被保険者が折半で負担することになっています。

## 2.引き下げとなる介護保険料率

介護保険の保険料率は毎年見直しが行われますが、平成27年4月分より引き下げが実施されます。介護保険料率は全国一律で、1.72%から0.14%引き下げられ1.58%となります。

## 3.名称が変更となった児童手当拠出金率

児童手当拠出金とは、児童手当等の支給に要する費用の一部として、厚生年金保険の被保険者がいる事業所の事業主が、全額負担するものになります。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、児童手当拠出金率を乗じて得た額の総額となりますが、今年4月より、名称が「児童手当拠出金率」から「子ども・子育て拠出金率」に変更になっています。なお、平成27年度の子ども・子育て拠出金率についてはまだ発表されていません。

（平成27年3月5日現在）

〈表〉 平成27年4月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.14%	東京都	9.97%	滋賀県	9.94%	香川県	10.11%
青森県	9.98%	神奈川県	9.98%	京都府	10.02%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.97%	新潟県	9.86%	大阪府	10.04%	高知県	10.05%
宮城県	9.96%	富山県	9.91%	兵庫県	10.04%	福岡県	10.09%
秋田県	10.06%	石川県	9.99%	奈良県	9.98%	佐賀県	10.21%
山形県	9.97%	福井県	9.93%	和歌山県	9.97%	長崎県	10.07%
福島県	9.92%	山梨県	9.96%	鳥取県	9.96%	熊本県	10.09%
茨城県	9.92%	長野県	9.91%	島根県	10.06%	大分県	10.03%
栃木県	9.95%	岐阜県	9.98%	岡山県	10.09%	宮崎県	9.98%
群馬県	9.92%	静岡県	9.92%	広島県	10.03%	鹿児島県	10.02%
埼玉県	9.93%	愛知県	9.97%	山口県	10.10%	沖縄県	9.96%
千葉県	9.97%	三重県	9.94%	徳島県	10.10%		